

前漢時代の掾

吉川 佑資

はじめに

中国史全体を通じて、皇帝を頂点とする官僚制による支配の最末端を担った属官を総称する語として「掾史」がある。この語の構造は、「掾」と「史」という二つの官名を以て属官の総称としている。実際、漢代以降の史料の多くにこの「掾」と「史」いずれかの官名を持つ属官が多くみえている。

この属官の総称として用いられた「掾」と「史」であるが、その研究状況は大きな差がある。例えば、「史」は先秦時代以来の官名までその由来を遡れ、内藤湖南を始め多くの研究が上梓されている⁽¹⁾。一方、「掾」の由来・出現時期は「史」よりも時代が下って秦から前漢初期ぐらいまでしか遡れず、前漢以前の史料が少ないことなどから、掾を主題にした研究は少数である。そこで以下、掾に関する先行研究についてまとめておく。

まず嚴耕望氏⁽²⁾の成果を挙げるべきであろう。このなかで掾は、郡県の属吏として位置づけられている。しかし、掾の具体的な職務に対しての言及はない。この嚴氏の態度は、典籍史料が掾の具体的な職務にほとんど言及しない以上、ある意味史料上の制約ともいえる。

ついで挙がるのは、仲山茂氏の論考である⁽³⁾。この仲山氏の論考が掾を取り扱った研究としては、一番まとまったものである。氏の論の主題は前漢後期以降の地方官府の等級整備の中での掾の位置づけである。したがって、掾が何の理由で属吏の最上位として整理されたのかについて十全に示されていない。特に掾の職務についての言及は見受けられない。

嚴氏、仲山氏が触れない掾の職務について言及しているのが、佐原康夫氏⁽⁴⁾や藤枝晃氏⁽⁵⁾の研究で、その中で掾は書記官として扱われているが、その理由は明示されていない。この両氏の研究が掾を書記官としているのは、後述するような敦煌漢簡や居延漢簡にみえる副署名簡の書記に掾が見えることが、その理由と推定できる。しかし、掾がなぜ書記官なのかについて詳細な言及は見られない。

以上、掾に関する先行研究を概括したが、掾の起源など全く言及されていない点が多々ある。その中でも特に重要なのは、

- ①掾を「史」と同じような書記官として捉えてよいのか。
- ②掾の起源は時代的にいつごろか。

であろう。本稿はこの二点を中心に前漢時代の掾の特徴について考え、その上で、そこから窺える漢代の地方行政と在地社会の関係について迫ることとする⁽⁶⁾。

なお、引用する簡牘史料は、『居延漢簡釋文合校』（文物出版社 1987）、『秦漢魏晉出土文獻

居延新簡』(文物出版 1990),『額濟納漢簡』(広西大学出版社 2006),『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社 1990),『尹湾漢簡』(中華書局 1997)による。また、引用した簡牘にみえる記号は、「□」は断簡,「□」は一文字不鮮明を意味している。また、引用簡の末尾に簡番号を示しているが,(560.17)という数字のみの番号は居延旧簡,(E.P.T 68-20)というアルファベットと数字が組み合わさった番号は居延新簡,それ以外については簡番号の前に(睡虚地, 效律 51~53)というように出土地の通称を示してある。

1, 漢簡にみえる掾

さて、先行研究で掾は前漢後半期以降の地方官府の部局整備の中で地方官府の属吏の等級の最上位として位置づけられ、その結果、掾が属吏の総称になるまでの普遍的な官名となっていくという構造が指摘されている。

仲山茂氏の論考は、辺境軍事組織内という限定はつくが、居延漢簡等の辺境出土簡牘から分析し、その過程について一つのモデルケースを提示している。ただ、同氏の論考には何点か未解決な部分があるように思われる。

一つは、地方官府は、前漢後半期以降の部局整備の結果、地方官府の部局(諸曹)における属吏の序列が、郡であれば「掾-史-佐」、県であれば「掾-令史-尉史」という形で、掾を頂点とする組織に再編されるとしているが、この過程についてもう少し年代を追って把握することはできないのかということがある。後述するように居延漢簡に、この点を示唆する事例がある。

二つは、仲山氏は部局整備の中で、序列が整備されていく掾、史、佐、令史、尉史などの等級は、職務内容と官名が結びつかない「二次的等級」としている。その上で、この「二次的等級」は、令史や尉史といった先秦時代以来の官名と職務内容が結びついた「一次的等級」と兼任できるとしている。このような兼任が、掾の職務にいかなる影響を与えたのかについて具体的な言及が見られないのである。

まずは、第一点目についてだが、これについては、

謂甲渠候官写移書到会五月旦毋失期如律令 / 掾雲守属延書佐定世 (42.20 A)

というような文書の副署名に掾が見える簡(以下、掾副署簡)を用いて検討を進めていく。

ただ、副署簡にみえる副署については、大庭脩氏が副署簡を集成した結果、「作業の成果ははかばかしくない」⁽⁷⁾としているように不明な部分が多い。例えば、副署にみえる属吏が当該文書の作成と如何なる関係にあったのかは定かではないという点がある。先行研究では、漠然と副署に名を連ねる属吏が当該文書を作成したと考えられてきた⁽⁸⁾。しかし、それらの先行研究で「副署=文書作成者」としている根拠は、副署にみえる属吏が卒史や令史などのような書記がほとんどであるからであった。しかし、この副署は後述するように複数の属吏が名を連ねることもあれば、一人しか見えない場合もある。特に複数の副署が見える場合、当該文書はそのうちの何れかが作成したとされているが、そうなる複数の副署がある簡の場合、当該文書を実際に書いた属吏以外人間が副署をしているということになる。であるならば、直ちに「副署=文書作成者」

ということは不可能であろう。この点、副署を文書作成グループの署名と考えることも可能だが、そうすると単独の副署しか持たない簡の性格が説明できない。なぜなら、現段階の史料では単独簡と複数簡の間で、その文書内容に決定的な差を見出し得ていないのである。実際、大庭脩氏は「例えば候官の文書で令史のみが署名する場合と、令史と尉史が署名する場合とはどう違うのか明らかにすることは困難である」⁽⁹⁾としている。

それでも、仲山茂氏が指摘しているように、複数の副署が見える場合、『隸釈』巴郡太守張納碑の碑陰などから復元された地方官府の官吏の序列⁽¹⁰⁾に沿う形で、署名が並んでいるのである。ならば、「地方官府における官吏の序列や構成」の検討に限定すれば、この得体のしれない副署簡も史料として十分に有効なのではないだろうか。要するに、地方官府のある部局の序列・構成を考えるのであれば、副署簡は利用できると考えられる。そこで以下、県レベルの属吏の序列の変化について副署簡を用いて検討してみる。なお、この場合、対象となる属吏は仲山氏の論に従って県・候官の書記官であった掾・令史・尉史の三属吏の副署簡を対象とする⁽¹¹⁾。

さて、文書に属吏の副署がある簡には、

河平元年八月戊辰朔戊子居延都尉誼丞直謂居延甲渠鄯候箕山隧長馮利不在署第
十一隧卒高青不候移書驗問案致言会月十八日書以月十九日食坐到案甲渠候
掾臨卒史平助不佐嘉 (E.P.T 51-189 A/B)

というようにその簡が作成された年代が解るものがある（以下、紀年簡）。この紀年簡のなかで、掾の副署があるものは、表1にまとめたとおりである。

この表1を基に掾副署簡の紀年をまとめると表2となり、掾副署簡に見える紀年は永始、元始、河平、鴻嘉、建平、地節、建武、甘露、初元、元寿、地皇、建世、居撰、などといった年号が確認できる。

また、掾副署簡には先に引いた簡から解るように、掾以外の書記の副署がある。掾副署簡と比較するために、掾以外の書記の副署簡をまとめておく。まず令史の副署簡（以下、令史副署簡）だが、令史副署簡の紀年は表3のようになっている⁽¹²⁾。この表3から、令史副署簡の紀年に見える年号は、地節、永始、河平、五鳳、永光、元延、陽朔、建平、居撰、甘露、建武、となる。一方、尉史の副署簡（以下、尉史副署簡）⁽¹³⁾の紀年は表4となり、地節、陽朔、河平、五鳳、甘露、建武、地皇、天鳳、という年号を持つ簡が確認できる。

表1 掾副署簡一覧

簡番号	発信元	受信先	署名	発信方向
D 1254	敦煌玉門都尉	玉門候官	掾、属	下行
D 2055	玉門都尉	?	掾、守属、書佐	上行
10.40	?	?	掾、属、給事	下行
12.1	?	?	掾、書佐、給事	下行
15.19	県	?	掾、令史	?
16.4	張液太守府	督郵掾、都尉	掾、属、給事、書佐	下行
16.10	都尉	騎司馬、勸農掾、兵馬	掾、守属	下行
18.5	大医令	都尉府	掾、属、書佐	下行
	?	?	掾、令史	下行

36.3	?	?	掾、令史	上行
40.2	居延都尉	候官	掾、卒史、書佐	下行
42.20	都尉府	候官	掾、守属、書佐	下行
57.10	?	県	掾、耆夫、佐	上行
61.9	?	?	掾、尉史	?
95.13	?	?	掾、守□	?
119.13	?	?	掾	?
132.38	?	?	掾	下行
160.6	候官	部	掾、令史、尉史	下行
175.13	?	居延農、城倉、候官	掾、属	下行
203.22	王国	郡太守	掾、卒史、書佐	下行
212.63	?	?	掾、令史	?
212.66	?	?	掾、令史	?
212.82	?	?	掾、尉史	?
212.83	?	?	掾	?
218.2	?	?	掾	下行
219.17	居延丞	肩水候官	掾、卒史	下行
229.36	?	?	掾	?
231.74	?	?	掾、属、令史	?
239.66	?	?	掾	?
240.2 = 240.22	候官	尉、部士吏、候長	掾	下行
240.3	?	?	掾、属、卒史、佐	?
241.49	?	?	掾	?
260.10	?	?	掾、卒史	下行
267.5	都尉府	候官	掾、卒史、書佐	下行
267.25	候官	部士吏、候長	掾	下行
271.20	?	?	掾、令、佐	?
273.28	?	?	掾	?
276.1	候官	?	掾	?
303.12	郡太守	県、河、津、関	掾、卒史	下行
340.28	?	?	掾、令史	?
340.47	?	?	掾、令史	?
430.7	?	?	掾、尉史、守尉史	?
495.9 = 503.7	都尉府	候官	掾、属、佐	下行
495.12 = 506.20	県	?	掾、守令史	下行
505.42	?	?	兼掾、尉史、佐	?
560.17	県	候官	掾、令史	平行
T 4-81	候官	?	掾、令史、尉史	上行
T 4-85	?	?	掾、属、佐	?
T 5-125	都尉府	甲渠塞（候官）	掾	下行
T 5-207	県 or 候官	候官	掾、史	平行
T 8-32	?	?	掾	上行
T 16-6	?	?	掾、卒史、助府令史	?
T 17-1	？（都尉府？）	?	掾 (C) / 掾、守属、書佐 (D)	下行
T 20-4	都尉府	城騎千人、勸農掾、県	掾、守属、書佐	下行
T 43-12	都尉府	候官	掾、守属、書佐	下行
T 50-13	候官	?	掾、令史、尉史	?
T 50-16	都尉府	候官	掾、属、書佐	下行

T 50-171	候官	燧?	掾	下行
T 51-40	都尉府	候官、城倉、県	掾、守卒史、從事佐	下行
T 51-52	?	?	掾、史	?
T 51-189	都尉府	候官	掾、卒史、佐	下行
T 51-190	都尉府	候官	掾、守卒史	下行
T 51-198	県	候官	掾、佐	平行
T 51-236	?	?	掾、令史、佐	?
T 51-336	都尉府	候官	掾、卒史、守属、書佐	下行
T 51-360	?	?	掾、尉史	?
T 51-463	?	?	掾、佐	?
TT 51-510	?	候官	掾、卒史	下行
T 51-657	?	?	掾、属、書佐、助府佐	?
T 51-666	?	?	掾、令史	?
T 52-30	?	?	掾、守卒史	?
T 52-96	太守府	都尉府、県	掾、卒史、助府佐	下行
T 52-116	?	?	掾、守令史、	?
T 52-522	都尉府	候官	掾	上行
T 53-33	?	?	掾、属、書佐	下行
T 56-300	?	?	掾	?
T 57-101	?	?	掾、属	?
T 58-45	?	?	掾、佐	上行
T 58-58	都尉府	候官	掾、属	下行
T 59-87	?	?	掾	?
T 59-160	太守府	都尉府、候官	兼掾、兼史、書吏	下行
T 59-338	太守府	?	掾、兼属、書佐	下行
T 59-418	?	?	掾	?
T 59-505	候官	部	掾	下行
T 59-548	都尉府	候官	掾、守属、書佐	下行
T 59-553	候官	部	掾、令史、尉史	下行
T 59-696	?	?	掾	?
T 61-2	都尉府	候官	掾、兼属、書佐	下行
T 65-23	將軍、都尉府	城倉、田官、候官	掾、兼史、書吏	下行
T 65-43	甲渠候官	殄北候官	掾	平行
T 65-44	甲渠候官	殄北候官	掾	平行
T 65-76	?	?	掾	?
T 68-3	甲渠候官	居延候官 or 居延県	掾	平行
T 68-26	?	?	掾	?
T 68-56	甲渠候官	居延候官 or 居延県	掾、令史	平行
T 68-136	甲渠候官	居延候官 or 居延県	掾、令史	平行
T 68-210	候官	居延候官 or 居延県	掾、令史	平行
F 22-35	?	?	掾、守令史	?
F 22-38	甲渠候官	將軍府	掾、令史	上行
F 22-45	甲渠候官	都尉府	掾	上行
F 22-47	甲渠候官	?	掾	上行
F 22-48	甲渠候官	都尉府	掾	上行
F 22-50	甲渠候官	都尉府	掾	上行
F 22-51	甲渠候官	都尉府	掾、令史	上行
F 22-53	甲渠候官	都尉府	掾、令史	上行

F 22-54	甲渠候官	?	掾	上行
F 22-55	甲渠候官	?	掾	上行
F 22-56	居延県	候官?	掾、令史	平行
F 22-65	張液太守府	部大尉官県	兼掾、史、書吏	下行
F 22-68	都尉	候官、県	掾、守属、書佐	下行
F 22-71	都尉府	告司馬、千人。謂候官、県	掾、守属、書佐	
F 22-126	甲渠候官	?	掾	上行
F 22-153	都尉	勸農掾、候官、県	掾、兼守属、佐	下行
F 22-173	太守府	都尉、候官、県	兼掾、兼属、書佐	平行/ 下行
F 22-187	甲渠候官	?	掾、尉史	上行
F 22-247	甲渠候官	燧長	掾	下行
F 22-250	甲渠候官	燧長	掾	下行
F 22-254	甲渠候官	燧長	掾	下行
F 22-273	甲渠候官	?	掾	上行
F 22-301	?	?	掾	?
F 22-359	甲渠候官	?	掾、造史、尉史	上行
F 22-370	甲渠?	?	掾	?
F 22-379	甲渠燧長	?	掾	?
F 22-430	甲渠候官	?	掾	上行
F 22-452	甲渠候官	下尉、謂候長	掾、兼尉史	下行
F 22-460	甲渠候官	都尉府	掾	上行
F 22-462	都尉府	城倉、候官	掾、守属、書佐	下行
F 22-506	?	?	掾	?
F 22-532	甲渠候官	?	掾	上行
F 22-652	?	?	掾	?
F 22-693	都尉府	告勸農掾、謂候官、県	掾、守属、書佐	下行
S 4-T 2-30	候官	候長	令史、掾、尉史	下行
E.J.T 31-64	都尉府	?	掾、属、書佐	下行
99 ES 16 SSF 2-8	?	?	掾、令史、佐	?
2000 ES 7 SH 1-26	?	?	掾、尉史	?
2000 ES 9 SF 4-18	候官	?	掾、令史	下行
2000 ES 9 SF 4-20	?	?	掾、令史	?

表 2 掾副署簡紀年表

年号	掾以外の署名者	簡番号	出土地
元鳳三年	卒史	303.12	A 35
地節三年	令史	560.17	A 33
甘露二年	佐	T 51-198	
初元二年	令史、佐	T 51-236	
永光四年	令史	18.5	A 8
河平元年	卒史、佐	T 51-189	
河平四年	令史、尉史	160.6	A 8
永始元年			
鴻嘉二年	なし(断簡)	276.1	A 8
永始二年	令史、尉史	T 4-81	
永始二年	令史、尉史	T 50-13	

永始五年	令史	15.19	A 32
元寿二年	守属、書佐	T 59-548	
元始元年	なし（断簡）	T 50-171	
元始四年	嗇夫、佐	57.10	A 8
元始二十六年	なし	F 22-460	
建平五年	尉史、佐	505.42	A 35
建平五年	令史	495.12 = 506.20	A 35
居攝二年	令史	2000 ES 9 SF 4 : 18 A	
新始建国地皇上戊三年	兼史、書吏	T 65-23	
新始建国地皇上戊四年	なし	F 22-273	
新始建国地皇上戊四年	造史、尉史	F 22-359	
建武三年	尉史	F 22-187	
建武四年	なし	F 22-45	
建武四年	なし	F 22-47	
建武四年	なし	F 22-48	
建武四年	なし	F 22-50	
建武四年	なし	F 22-54	
建武四年	なし	F 22-55	
建武四年	なし	F 22-126	
建武三年	なし	F 22-430	
建武四年	守属、書佐	F 22-462	
建武五年	令史	F 22-56	
建武五年	守属、佐	F 22-153	
建武五年	なし	F 22-247	
建武五年	なし	F 22-250	
建武五年	なし	F 22-254	
建武六年	令史	F 22-38	
建武六年	令史	F 22-51	
建武六年	令史	F 22-53	
建武八年	守属、書佐	T 20-4	
建世二年	なし	F 22-370	
建世二年	なし	T 65-43	
建世二年	なし	T 65-44	
? 七年	なし	F 22-379	
? 年	なし	F 22-532	

以上、三書記官の副書簡を集めたが、それぞれの紀年簡の年号を比較すると紀年の数に違いはあるものの、前漢から後漢初期の紀年で、年代的には殆ど差がないことが解る。この理由は、掾・令史・尉史の各副署簡の多くが複数の書記官の連名になっていることにあるといえるだろう。ただ、副署簡には、

甘露二年四月庚申朔辛巳甲渠鄯候漢疆敢言之謹移四月行塞臨賦吏三月奉
 秩別用錢簿一編敢言之 書即日鋪時起候官
 令史齊

(E.P.T 56.6 A/B)

といったような、書記が一人しか署名しないもの（以下、単独副署簡）が存在している。そこで、掾・令史・尉史の単独副署簡にみえる紀年から、掾・令史・尉史の単独副署簡を比較してみ

表3 令史副署簡紀年表

年号	令史以外の署名者	簡番号	出土地
地節二年	なし	7.7	A 33
地節三年	掾	560.17	A 33
地節五年	尉史	10.35	A 33
五鳳二年	なし	40.4	A 8
甘露二年	なし	T 56-6	
永光元年	士吏	甲附 36	A 8
永光二年	なし	57.1	A 8
永光四年	掾	18.5	A 8
河平二年	尉史	35.22	A 8
河平四年	尉史	284.2	A 33
陽朔元年	なし	284.8	A 33
永始二年	掾、尉史	T 4.81	
永始二年	掾、尉史	T 50.13	
永始五年	掾	15.19	A 32
元延二年	佐	170.3	A 21
建平五年	掾	495.12 = 506.20	A 35
居摂二年	なし	T 8.1	
建武六年	掾	F 22.38	
建武六年	掾	F 22.51	
建武六年	掾	F 22.53	
? 元五年	なし (断簡)	68.6	A 8
(断簡) 年	なし	285.2	A 8

表4 尉史副署簡紀年表

年号	掾以外の署名者	簡番号	出土地
地節五年	令史	10.35	A 33
五鳳五年	なし	T 56.65	
甘露二年	なし	T 56-280	
河平二年	令史	35.22	A 8
河平四年	令史	284.2	A 33
陽朔元年	なし	157.5	A 8
陽朔三年	なし	35.8	A 8
永始二年	掾、令史	T 4.81	
永始二年	掾、令史	T 50.13	
建平五年	掾	505.42	A 35
始建国天鳳三年	なし	T 6.53	
新始建国地皇上戊四年	掾、造史	F 22.359	
新始建国地皇上戊四年	なし	F 22.380	
建武三年	掾	F 22.187	

ることとする。

掾の単独副署簡にみえる紀年は、表2から、鴻嘉、元始、地皇、建武となる。令史は表3から、地節、五鳳、甘露、永光、陽朔で、尉史は表4から、五鳳、甘露、陽朔、天鳳、地皇といった紀年になると確認できる。この3つの単独副署簡の紀年を年代順にまとめると表5となり、こ

の表5から掾・令史・尉史の単独副署簡を比較すると掾の単独副署簡と令史・尉史の単独副署簡の紀年は、地皇、天鳳という王莽期の年号以外は重複しないという点である。中でも、陽朔年間(BC 24-21)と鴻嘉年間(BC 20-17)を境に掾と令史・尉史の単独副署簡が入れ替わっているということは、示唆的である。この陽朔と鴻嘉における転換は一体何を意味しているのか。

これは、先に示した副署簡の特徴を踏まえれば、少なくとも、この時期に居延都尉府管下の候官で掾の役割に何らかの変化があったことを示しているのではないか。だからこそ、居延漢簡に見える単独副署簡において、表5のように顕著な差が見えるのだろう。

加えて、かかる変化が陽朔年間から鴻嘉年間という前漢後期という年代に起きているのは、前漢後半期以降の属吏の等級整備によって掾が正式な官名として認められていくことと無関係ではあるまい。穿ったことをいえば、時期的にみて、この単独副署簡の事例は居延という辺境において官府の部局が、掾を中心に何らかの形で再編されつつあることを示しているように思われるのである。

次は、二点目についてだが、この点について以下、「夏侯譚」という人物をモデルケースに考えてみたい。

居延漢簡には、

叩頭死罪死罪府記曰主官夏侯譚毋状斥免党叩頭 (E.P.T 20-5)

と「主官」である「夏侯譚」なる人物の記事がいくつか存在する。

この(E.P.T 20-5)簡では夏侯譚は、主官だが、

令史夏侯譚 四月食三石 四月辛亥自取 (E.P.F 22-93)

というように「令史」となる事例も存在する。夏侯譚の官歴は、「主官」であった時期と令史で

表5 掾・令史・尉史副署簡紀年比較表

年号	掾	令史	尉史
元鳳 (BC 80-75)			
地節 (BC 69-66)		1	
五鳳 (BC 57-54)		1	1
甘露 (BC 53-50)		1	1
初元 (BC 48-44)			
永光 (BC 43-39)		1	
河平 (BC 28-25)			
陽朔 (BC 24-21)		1	1
鴻嘉 (BC 20-17)	1		
永始 (BC 16-13)			
元延 (BC 12-9)			
建平 (BC 6-3)			
元寿 (BC 2-1)			
元始 (AD 1-5)	2		
居撰 (AD 6-8)		1	
始建国 (AD 9-13)			1
新始建国地皇 (AD 20-23)	1		1
建武 (AD 25-56)	11		

あった時期があるということになる。

ただ、主官と令史は同時になれるものであったようである。これを証明するのが、

●状辞公乘居延鞬汗里年卅九歳姓夏侯氏為甲渠 (E.P.T 68-9)

候官斗食令史署主官以主領吏備盜賊為戰士吏馮匡 (E.P.T 68-10)

始建国天鳳上戊六年七月壬辰除署第十部士吏案匡

軟弱不任吏職以令斥免 (E.P.T 68-12)

といった一連の冊書と考えられる四本の簡である。この中にある「甲渠候官の斗食令史となりて、主官に署される」(下線部)という箇所は、甲渠候官の令史に任命された上で主官に「署」される、という意味と考えられる。では、ここで使用されている「署」という字は、どのような意味であろうか。

居延漢簡の「署」の事例としては、

趙氏為甲渠候長署第十部以主領吏迹候備寇 (E.P.T 68-165)

という事例などがある。この(E.P.T 68-165)簡は、「甲渠候長となり、第十部に署される」と読むべきものである。もう少し詳細に説明すると、この簡における「部」というのは、候長の配属先であるから、それに続く「署第十部」という部分の「署」は「割り当てる・配属する」という意味と考えられる。

この「署」の意味を勘案すれば、先の冊書(E.P.T 68-9・E.P.T 68-10)にみえる「為令史署主官」中の「署」は、「具体的な部署・持ち場に配属される」という意味になろう⁽¹⁴⁾。そうなるなら「為令史署主官」という箇所は、「令史となり主官に配属された」という意味になるだろう。そして、この「主官に配属された」令史は、

●右一人主官令史□ (71.43)

と「主官令史」と呼ばれたと考えられる。

また、令史として主官に配属されるという記述から「夏侯譚」は令史であった時期に、主官に配属されていたと考えられることから、「夏侯譚」が「令史」であると同時に「主官」と呼ばれる場合があると考えられる。

では、夏侯譚が「主官令史」として活動した時期はいつごろであろうか。「主官令史譚」が活動した年代としては、

建武五年五月乙亥朔丁丑主官令史譚敢言之 (E.P.T 68-1)

建武泰年十月辛酉朔壬戌主官令史譚敢言之爰書不侵候長居延中宿里□業主亭燧泰所斥

呼不繕治

言之 (E.P.F 22-700)

等の事例から、建武年間に活動していた事が解る⁽¹⁵⁾。

さて、「主官令史の夏侯譚」が活動した建武年間では、

建武四年五月辛巳朔戊子甲渠塞尉放□□

謹移正月尽六月財物簿一編敢言之

掾譚

(E.P.F 22-55 A/B)

とあるように「掾譚」という属吏も活動していた。仮に、この建武年間に活動した「掾譚」が同じく建武年間に「主官令史」として活動した夏侯譚と同一人物であるならば、夏侯譚は「掾」とあると同時に「令史」でもあったということになる。

この点、次の効状の事例が示唆的である。

- 讓持酒来過候飲第四守候長原憲詣官候賜憲主官譚等酒酒尽讓欲去 (E.P.T 68-18)
- 候復持酒出之堂煌上飲再行酒尽皆起讓与候史候 (E.P.T 68-19)
- 夏侯譚争言關憲以所帶劍刃擊傷譚匈一所広二寸 (E.P.T 68-20)
- 長六寸深至骨憲帶劍持官六石具弩一稟矢銅鏃十一枚持大 (E.P.T 68-21)
- 藁一盛糲三斗米五斗騎馬蘭越燧南塞天田出案憲關傷 (E.P.T 68-22)
- 盜官兵持禁物蘭越于辺關傲亡逐捕未得它案驗未竟 (E.P.T 68-23)
- 迺九月庚辰甲渠第四守候長居延市陽里上造原憲与主官 (E.P.T 68-24)
- 人譚与憲争言關憲以劍擊傷譚匈^{一所}馳南去候即時与令史_{騎馬} (E.P.T 68-25)
- 立等逐捕到憲治所不能及驗問隧長王長辭日憲帶劍持官弩一箭十一枚大 (E.P.T 68-26 A)
- 掾譚 (E.P.T 68-26 B)

という一連の効状では「夏侯譚」、「主官譚」、「掾譚」という三種の用例が混在している。この三様の「譚」は、効状の内容から、おそらく同一人物であろうと考えられる。となると「掾譚」が「主官譚」と同一人物と考えて間違いないだろう。そして、「主官譚」は先述したように「主官令史譚」と考えられるので、「掾譚」は「主官令史譚」でもあるといえる。要するに、この一連の効状から、「主官令史譚=掾譚」となり、「主官令史=掾」ということになる。

では、「令史=掾」と考えることは可能か。夏侯譚は、あくまでも「主官令史」なのである。つまり、夏侯譚の事例からわかるのは、「主官令史=掾」なのであって、「令史=掾」ではないのだ。令史が「掾」であるには「主官令史」である必要があったかも知れないのである。

そこで、「主官」とは何なのか、この点を少し考えてみたい。主官については、森鹿三氏は「主任官」と解しているが、以下に述べることを踏まえると、「主官」を「主任官」とするには躊躇ってしまう。

まず、先に述べたように「主官」は「署」されるものであるということが解っている。「署」される、という以上「主官」は、掾や令史の「部署・持ち場」という可能性が高いと思われる。なぜなら、「署」によって任されるのは (E.P.T 68-165) 簡のように具体的な場所であって、森氏が指摘する「主任官」のような任務・役職を任せる字ではないからである。

次に、「主官」は、先述した (71.43) 簡や

建始三年五月甲辰主官掾昌敢 (30.8)

奉千八百八十九 当出故主官尉史 (266.34)

というように掾他に、令史や尉史にも付帯する。そうすると「主官」となるのは「掾・令史・尉史」ということになる。この「掾・令史・尉史」という構成は諸曹における属吏の構成と同じものであり、「署」が具体的な場所を指す語であるという二点から、「主官」は諸曹のような何らかの「部署」と解したほうがよいと思われる。仮に、この想定が正しければ、掾であるには「主

官」でなければならないということはなかったといえるだろう。事実、(30.8) 簡には「主官掾」とある。要するに、令史が掾に任命される要素には「主官」という項目は含まれないということになる。となると、掾と令史は同時につく場合があったことになる。このように掾であり令史でもあったことが、先行研究が掾に「書記官」的性格を見出しえた理由の一つなのではないだろうか。

では、このような職務内容と関連する「一次的等級」と職務内容と関連しない「二次的等級」を兼ねる意味はどこにあるのであろうか。しかも、「二次的等級」に令史や尉史などのような「一次的等級」と同じ官名を用いている理由は何か。

この点、仲山氏が指摘するような先秦時代以来の官制の克服という意味が大きいのだろう。仲山氏は「一次的等級」を制度による任命、「二次的等級」を官府の現場の評価に基づく任命と解し、その上で、前漢の官府の機構整備が現場の評価という「二次的等級」によって再編されるというのは、地方官府の自律化と評価する。そしてかかる自律化は地方官府の長官の独自の裁量権を広げると共に、より在地社会に密着した地方統治を可能にしたと指摘している。

このように、職務と無関係の「二次的等級」へ地方官府の部局が整備されていくということは、職務内容と官名が合致する先秦時代以来の属吏のあり方を変革するというということであった。そしてこのような変化は、属吏の官名から職務内容を引きはがすことによって、属吏を無個性化し、その上で地方官府の属吏を各部署の実務を担当する小役人として定義していく過程でもあるように考えられる。

実際、後漢以降の令史は属吏の官名として一般化し、「令史」という官名が本来持っている意味、「県令・県長の史（書記官）」という意味が喪失していくのである。要するに令史から「史」という書記官という職務が引きはがされ、様々な職務・業務をこなす「令史」という属吏となっていくと考えられる⁽¹⁶⁾。

そうなるに掾は如何なる過程を経て属吏の総称となるにいたるのであろうか。そも、掾とは先行研究が考えるように「書記官」なのであろうか。この点について、居延漢簡にみえる掾の職務は、

掾褒奏草 (286.18)

のように「掾の褒が草を奏す」という事例が見える。この「草」とあるのは、文書の草稿と考えられ、この(286.18 A 8) 簡は、掾が文書の草稿を上官に奏上しているということである⁽¹⁷⁾。この「奏草」という行動は、

令史譚奏草 (E.P.T 31-1)

とあるように、令史も「奏草」をしていることから、「書記官」の業務というように考えられる。しかし、

□□□□□□□□奉錢千二百

給 四月奉錢千二百

河平二年五月辛酉掾常付士吏宗 □

五月奉錢千二百

(178.19)

というように士吏の給料を掾が渡しているという事例がみえる。これは明らかに「書記官」の業

務ではないだろう。加えて、この簡には「河平二年」という年号が見える。この「河平」という元号は、先述した居延漢簡における掾副署簡の変化が起こる陽朔年間の直前の元号なので、掾が属吏の等級として一般化する以前の事例でもある。そうすると、掾は「書記官」ではなかったと想定することもできるだろう。

ただ、この「奉銭授受」については、

万歳隧刑斉自取第一隧長王万年自取
出銭三千六百 却適隧長寿自取第三隧長願之自取 初元元年三月乙卯令史延年
臨之隧長王紋自取候史李奉自取
付第三部吏六人二月奉銭三千六百 (E.P.T 51.193)

候長一人
出十二月吏奉銭五千四百 候史一人 五鳳五年正月丙子尉史寿王付第八隧長商奉世
隧長六人

卒功孫辟非 (311.34)

といった簡から令史・尉史など⁽¹⁸⁾の辺境軍事組織内の属吏も行う場合がある。中でも、E.P.T 51.193 簡は「初元」という陽朔よりも 20 年ほど古い元号が見えているのである。となると、この奉銭授受という業務は書記官に関係する業務ととれなくもない。では、ここでいう「書記官」の業務とは何か。この点、明確な解答はできないが、「史」を官名に持つ属吏の業務が多様化していた事は確かである。しかし、居延漢簡のような、部局整備の途上の時期の史料から、漢代の「書記官」業務を論じることは建設的ではないし、そこから掾を「史」と同等の「書記官」と証明することはできないだろう。

そこで、次項では典籍使用を中心に居延漢簡よりも以前の掾の史料から、その起源・役割などについて検討することにする。

2. 掾の出現とその役割

掾は、先述したように先行研究では、令史や尉史などのような先秦時代以来の官名として考えられてきた。しかし、掾に関する記述は先秦文献には全く見えず、典籍史料上、掾の最も古い事例は、

田單者、齊諸田疏屬也。湣王時、單為臨菑市掾、不見知。 (『史記』田單傳)

という『史記』の戦国史料である。このなかで田単は「臨菑市掾」に任命されている。この「臨菑市掾」は、齊の湣王に謁見できるような身分でなかったことから、端役の官僚であるのだが、この田単を「臨菑市掾」とする記述は、『戦国策』等の先秦文献には見えず、『史記』独自の記述である。田単を「臨菑市掾」とする『史記』の記述は戦国時代当時の官制にある官名を記しているとは言い難いだろう。

そうすると、最も古い「掾」の典籍史料上の事例は、

項梁嘗有櫟陽逮，乃請蕲獄掾曹咎書抵櫟陽獄掾司馬欣，以故事得已。（『史記』項羽本紀）

蕭相國何者，沛豐人也。以文無害為沛主吏掾。（『史記』蕭相國世家）

というような統一秦の蕭何と曹參の事例ということになる。

一方、簡牘資料では、

官畜夫貲二甲，令，丞貲一甲，官畜夫貲一甲，令，丞貲一盾。其吏主者坐以貲，誅如官畜夫。其它冗吏，令史掾計者，及都倉，庫，田，亭畜夫坐其離官屬於鄉者，如令，丞。

（睡虎地，效律 51～53）

司馬令史掾苑計，計有劾，司馬令史坐之，如令史坐官計劾然。（睡虎地，效律 55）

という睡虎地秦簡の事例が最古の史料となる。この睡虎地秦簡の成書年代は、戦国秦から統一秦のあたりと考えられている⁽¹⁹⁾。つまり、この睡虎地秦簡が、最も古い「掾」の事例ということになる。

では、上記の様な秦代の「掾」は官名として使用されていたのであろうか。まずは、睡虎地秦簡の事例を確認する。この睡虎地秦簡の事例には「令史掾計者」・「司馬令史掾苑計」という表現が見える。これらは従来、「令史掾の計たる者」・「司馬令史掾の苑計」というように解釈され、ここにみえる掾は官職名とされてきた。要するに、この二つの睡虎地秦簡の「掾」を「令史の掾」・「司馬令史の掾」というように令史に従う掾と考えられてきたのである⁽²⁰⁾。しかし、漢代以降では令史のような書記官に従う掾が存在しないということ、掾と史の統属関係は、

正曰掾，副曰屬。（『後漢書』百官志，大尉，所引）

というように掾が上官で、史が下官となっている。この点を踏まえると、この睡虎地秦簡の「掾」は、「史」に従う「掾」ではなく、動詞として捉えるべき字であると考えられる⁽²¹⁾。そして、この動詞「掾」の解釈は、「助ける」という方向の意味と考えられる。睡虎地秦簡の「掾」は「令史の計を掾くる者」・「司馬令史の苑計を掾くるに…」というように「経理を補佐する」という意味で解釈すべきなのであろう。

事実、『説文解字』（以下『説文』）は、

掾，縁也。（卷十二上）

というように「縁」と同義であると記している。そしてこの「縁」は、

縁，衣純也。从糸彖聲（卷十三）

と着物の縁という解釈がなされている。このように許慎の『説文』本文は掾の字義を属吏の役職名・等級と解釈していない。そうすると、「掾」という字は、字が作られた後に、役人の呼び名として使われるようになったということになる。だから、先の睡虎地秦簡の事例を専ら官職名として捉える必要はないのである⁽²²⁾。

では次に、『史記』の事例を検討する。先に引いたように『史記』の統一秦の記述に「主吏掾」（蕭相國世家）・「獄掾」（項羽本紀）などがある。これらは、明らかに役人の役職名としか考えられない事例である。この状況から、「掾」と呼ばれる役人が登場するのは、秦の統一事業が完成したあたりということになるだろう。

この秦の統一前後に登場した「掾」という役人は、当時の官制上どの様な位置づけの役人であ

ったのであろうか。この点、前漢中期以前の掾は後漢以降の掾のように役人の呼び名として完全に定着していたわけではないようである。例えば、『漢書』の「百官公卿表」に掾の記述は全くないのは、秦から前漢において掾が役職名として完全に定着していなかったことを示唆するものといえる。このような掾の状況は、前漢後半期の東海郡の吏員構成が記された「吏員定簿」が含まれる『尹湾漢簡』からも見て取れる。

まず確認しておかねばならないのは、この『尹湾漢簡』一号木牘の「吏員定簿」に掾という役職が見えないことである⁽²³⁾。これは、前漢後期の東海郡において掾と呼ばれる役人がいなかったことを示唆するものだろう。しかし、『尹湾漢簡』にはこの「吏員定簿」と矛盾する記述もある。同漢簡の五号木牘には、

☑人●今掾史見九十三人其廿五人員十五人君卿門下十三人以故事置廿九人請治所羸員廿一人
(尹湾, 五 B-1-1)

と「現在、掾史は九十三人いる」という「吏員定簿」と矛盾する記述が見える。この五号木牘は、表面(A面)は東海郡内の長吏の動向が記された上計簿の写し従来は上計簿で、裏面(B面)は東海郡内の属吏の設置状況が記され墓主の私的な控え、という構造の文書とされている。この五号木牘の性格については、西川利文氏⁽²⁴⁾と紙屋正和氏⁽²⁵⁾が詳細な検討をしている。

まず西川氏⁽²⁶⁾はこの五号木牘背面にみえる「☑人●今掾史…」という箇所に対して、一行目の冒頭の「掾史」は、後に続く内容を考えれば属吏の総称として使用されているのは間違いなく、「見九十三人」は現状の属吏の総数とする。そして次段の「其廿五人員」とは、二号木牘正面にみえる郡府の属吏の定員数と同数であるので、本来の属吏の定員の数を記した部分となり、その次の「門下」・「以故事置」・「請治所」・「羸員」とは定員たる「員」以外の属吏を指すもので、非正規の増員の人数を示していると解している。そして、その上で西川氏は、この五号木牘背面の性格を「非公式の属吏を含めた実態を報告」する「上計簿作成の際に使用した一種のマニュアル」としている。この西川氏の五号木牘背面に関する論の中で注目すべきなのは、正規の定員以上に郡府が「門下」・「以故事置」・「請治所」・「羸員」というような非正規の人員を抱えていたことを示している点である。

紙屋氏⁽²⁷⁾もまた、この五号木牘から「漢律に規定された二十五人の属吏のほかに、各種の経緯で増員された吏員にくわえ、前漢末の東海郡太守府の属吏組織は総勢九十三人程度で編成された」としている。

以上、二氏の論を踏まえると、尹湾漢簡の五号木牘背面から、前漢の地方官府には、定員以外の非公式の属吏が存在していたと考えられるが、この非公式の属吏とはどの属吏がそれにあたるのであろうか。それは、一号木牘正面の「吏員定簿」に含まれない役職名を持つ属吏は、全て非正規の増員とみなすことができるだろう。となると、吏員定簿に見えない役職名である掾と呼ばれる属吏は、非正規の増員ということになる。換言すれば、掾とは非正規に増員された属吏のための役職名ということができるだろう。そうであるならば、先述したように『漢書』の「百官公卿表」に掾が全く見えないことに説明がつけよう。

ただし、このような非正規人員は紙屋氏が指摘するように、かなり以前からその存在は、既成

事実化していたとみるべきであろう。そうでなければ、『史記』の統一秦の記事に「主吏掾」という事例が見出せることに説明がつかない。加えて、居延漢簡に、

地節三年十一月癸未朔庚子𦉑得守丞臨平移会水候利処里□□膠通□除為会水

掾充令史武光

(560.17 A/B)

と「地節」という宣帝期の年号を持つ簡に、掾が見えていることから、張掖郡のような辺境軍事組織内のような辺境の行政機構においても、前漢中期頃にはすでに既成事実化が進行していたと考えられる。ならば、非正規増員の存在の既成事実化がいち早く進行していただろう内郡の東海郡の状況は想像に難くない。『尹湾漢簡』一号木牘と五号木牘の矛盾する記載内容は、前漢後期の東海郡において非正規増員の属吏の存在が既成事実化し、正式には非正規であるはずの属吏が、実際には地方官府の「成員」とみなされていたことを物語っているように思われる。要するに掾は、非正規人員の役職名であるものの、令史のような正規の役職名と同等の認知度があったと考えられるのである。

以上のような形で、非正規増員の属吏の名称として登場した掾は、前漢中期の段階で官府の定員として既成事実化していた。このような状況下で、前項で検討した地方官府における属吏の等級整備によって掾が整備されていった結果、掾は属吏の総称となるに至ったのであろう。

では、かかる過程をへて認知されていった掾の役割とは一体何であったのであろうか。もし仮に掾を従来通りの「書記官」とするならば、正規の「書記官」であった令史などの「史」と同等の地位を非正規人員であった筈の掾が獲得していったということになる。そこで以下、前漢初期の掾の役割について考えてみることにする。

さて、ここまで再三述べてきたように従来の研究では掾を漠然と「書記官」と捉えてきた。このような解釈は、掾に関する史料の少なさに加え、前項で述べたように、掾と令史の兼任が可能であったと考えられることなどから致し方ないものであった。しかし、このような掾と「書記官」を結び付ける史料は、掾が属吏の等級として一般化していく前漢後期以降の史料がほとんどである。実際、典籍史料に見える掾の事例を詳細に検討すると前漢時代の掾には、「書記官」とは異なる役割が見えてくるのである。

掾の「書記官」とは異なる役割については、

漢官有掾属，正曰掾，副曰属。漢旧注，東西曹掾比四百石，余掾比三百石，属比二百石。此等皆翼輔其旁者也。故曰掾。

という『説文』の掾の条に附した段玉裁の注が示唆的である。ここで掾は、「翼輔の臣」と解されている。この清の段玉裁によるこの注は、全く漢代の状況を示しているものとはいえないが、掾の役割を考えていく上で、議論の手がかりとしては有用である。なぜなら、後述するように前漢の掾には、「翼輔の臣」、つまり県の令・長のブレントラストとしての役割があったと考えられるからである。

さて、先述した睡虎地秦簡の掾の事例では、「掾」を「たすける」という方向の意味の字と解釈した。もし仮にこの解釈が正しければ、秦代の行政政府において「掾」という字は何らかの職務をたすけるという意味で使用されていたということになる。この秦代の「掾」字が、次第に官名

となっていくと考えると、先の『説文』段注の「翼輔の臣」とする考えもあながち間違いではないように思われる。

実際、主吏掾の蕭何・獄掾の曹參は、

秦二世元年秋、陳勝等起蕘、至陳而王、號為張楚。諸郡縣皆多殺其長吏以應陳涉。沛令恐、欲以沛應涉。掾、主吏蕭何、曹參乃曰君為秦吏、今欲背之、率沛子弟、恐不聽。願君召諸亡在外者、可得數百人、因劫衆、衆不敢不聽。乃令樊噲召劉季。劉季之衆已數十百人矣。

（『史記』高祖本紀）

というように反乱軍に恐れをなしている県令に対してその身の処し方を助言している。加えて、この記事では「掾主吏蕭何、曹參」という記述が見える。この箇所は「掾たる主吏の蕭何、曹参……」と読めるので、「掾である主吏の蕭何と曹参が言った……」と解釈できる。なかでも「掾である主吏の……」と解釈できるということは、この記事の中で、蕭何や曹参が県令に助言しているのは、彼ら二人の役職が掾であるからだと考えられるだろう。そうであれば、この『史記』にみえる掾の事例は、地方官府の長である県令の助言者という役割が、秦末から漢初の掾にあったことを示唆しているといえる。

では、居延漢簡等のような漢代中後期以降の掾に「書記官」的な職務が見出せる理由は何であろうか。この点、前漢初期から中期にかけての掾に関する史料が少ないので確たることは言えない。ただ、令史などのその他の地方官府の属吏の職務が、次第に多様化していく傾向を鑑みれば、掾が令史のような書記と同様の職務を担当したからといって、そこから直ちに「掾=書記官」とすることは躊躇せざるを得ない。また、掾に関する史料が居延漢簡などでは、副署簡に多くみえるという点も「掾=書記官」と考えさせる証拠でもあったが、先述したように、果たして副署にみえる属吏が当該簡を作成（文字を書いた）かどうかは不明なのである。要するに、前漢中後期の史料などから「掾」の根源的な役割を書記官とすることは難しいのではないだろうか。前漢中後期の「掾」が「書記官」的な職務を担当する可能性があるのは、掾の職務が令史などのように多様化した結果に過ぎないのではないだろうか。

では、掾のように助言者でありながら、非正規増員の属吏という特殊な位置づけの属吏が漢代で活用されたのは如何なる理由からであろうか。その理由は、漢代の地方行政と在地社会の関係性が大きな影響を与えていると考えられる。

そこで以下、前漢時代で掾となった人物の出自、特に在地社会での地位を確認していくことにする。

3、掾と在地社会

掾となった人物で最も古い事例は、これまで再三ふれてきた蕭何であるが、先に引いた『史記』曹相国世家では、この蕭何について「縣に居りて豪吏たり」と記している。この「豪吏」とは、

陳涉之初起王楚也、使周市略定魏地、北至狄、狄城守。田儼詳為縛其奴、從少年之廷、欲謁

殺奴。見狄令，因擊殺令，而召豪吏子弟曰，諸侯皆反秦自立，齊，古之建國，儻，田氏，當王。遂自立為齊王，發兵以擊周市。周市軍還去，儻因率兵東略定齊地。

（『史記』田儻列傳）

と陳涉の反乱の際に田儻が県令を殺害して後，県内の権力を掌握するため豪吏の子弟を呼び出していることから，「豪吏」は在地社会の世論を取り纏める有力者としての役割も担っていた。

また，「豪吏」ではないが掾任官者が在地社会の有力者であることを示す事例がいくつか存在している。例えば，

會昭帝崩，而新豐杜建為京兆掾，護作平陵方上。建素豪俠，賓客為姦利，廣漢聞之，先風告。

（『漢書』趙廣漢傳）

と「豪俠」であった杜建が掾となる事例が見える。「豪俠」とは，漢代の在地勢力である遊侠中の有力なもののことであろう。

このように前漢の掾は，在地の有力者であったが，これは後漢以降でも同様で，

任光字伯卿，南陽宛人也。少忠厚，為鄉里所愛。初為鄉嗇夫，郡縣吏。漢兵至宛，軍人見光冠服鮮明，令解衣，將殺而奪之。會光祿勳劉賜適至，視光容貌長者，乃救全之。光因率黨與從賜，為安集掾，拜偏將軍，與世祖破王尋，王邑。（『後漢書』任李萬邳劉耿列傳，任光）とあるように後漢の安集掾となった任光が，郷里で人望があったとあるので，依然として後漢でも，郷里の輿望と掾任命が連動していた可能性がある。

加えて，『宋書』には，

且任子居朝，咸有職業，雖七葉珥貂，見崇西漢，而侍中身奉奏事，又分掌御服，東方朔為黃門侍郎，執戟殿下。郡縣掾史，並出豪家。

（『宋書』恩倖伝）

とあり，南朝の宋代でも，漢代では掾となるものは地方の有力者であると考えられていたようである。

そしてこのように，在地社会における有力者であった掾とその上官である県の令・長との間には，「個人的紐帯」とでも呼ぶべき関係が成立していたようである。『後漢書』には，

祐以光祿四行遷膠東侯相。時濟北戴宏父為縣丞，宏年十六，從在丞舍。祐每行園，常聞諷誦之音，奇而厚之，亦與為友，卒成儒宗，知名東夏，官至酒泉太守。祐政唯仁簡，以身率物。民有爭訴者，輒閉閤自責，然後斷其訟，以道譬之。或身到閤里，重相和解。自是之後，爭隙省息，吏人懷而不欺。嗇夫孫性私賦民錢，市衣以進其父，父得而怒曰，有君如是，何忍欺之。促歸伏罪。性慙懼，詣閤持衣自首。祐屏左右問其故，性具談父言。祐曰，掾以親故，受汚穢之名，所謂觀過斯知人矣。使歸謝其父，還以衣遺之。

（『後漢書』吳延史盧趙列，吳祐）

という記事が存在する。その内容は，嗇夫の孫性が庶民より税と称して金銭を収奪し，その金で父に衣服を送ったが，父にその非を責められ自首するが，その郡の長官である吳祐に慈悲をかけられるというのが，その大筋である。その中で吳祐は，嗇夫である孫性に対して「おまえは……」という意味で「掾」と呼びかけているのである。これは，吳祐が左右の部下を下がらせた後に発した言葉であった。左右の部下を下がらせたという一事は，吳祐が敢えて孫性との一対一

の状況を作り出し、個人的な温情を掛けることを強調しようとした結果と評価できる。であるならば、この場面で使われる「掾」という呼びかけは、孫性が掾であるからではなく、ある種の総称として「掾」が呼びかけとして使用されていると考えるべきである⁽²⁸⁾。

以上のように長官呉祐が個人的な恩を掛ける場面で「掾」が使われるということは、「掾」が私的な要素を含むものであったことを示唆するものであろう。この様な「掾」の使われかたは、他の漢代の史料に見えないが、掾が官府の長と「個人的紐帯」を結ぶということが反映されていると考えられる。ともかく、掾は官府の長との「個人的紐帯」を想起させる語であった可能性は非常に高いだろう。

また、中央官府の掾の事例ではあるが、『史記』には、

寛為人温良，有廉智，自持，而善著書，書奏，敏於文，口不能發明也。湯以為長者，數稱譽之。及湯為御史大夫，以兒寛為掾，薦之天子。 (『史記』儒林列傳)

と張湯が御史大夫となったときに掾である兒寛を後皇帝に推薦している事例が見える。ここでの張湯と兒寛の関係は、張湯が兒寛の能力を高く評価して掾としていることからみて、官制上の結びつきではないと考えられる。むしろ、兒寛は張湯との個人的な関係によって皇帝に推薦されているように見えるのである。

ただ、この『史記』にみえる兒寛の事例は、これまで論じてきた地方官府の掾と異なり、兒寛は、張湯が御史大夫となった後、彼の掾となっていることから、御史大夫という中央官府の掾の事例なのである。この他に、

大司空掾王横言，河入勃海，勃海地高於韓牧所欲穿處。 (『漢書』溝洫志)

と「大司空掾」など中央の掾が典籍上には散見される。これら中央の掾は、兒寛が上官である張湯との個人的な関係性によって掾に任命されていることを踏まえると、上官と「個人的紐帯」を結ぶという意味において中央官府の属官としての掾も、地方官府の掾と同じであった。加えて、後述するように掾が「皇帝と郎官」の関係に比せるのであれば、掾とは中央、地方の別を問わず何らかの官府の長のプレントラストを指す語なのではないだろうか。要するに、掾が所属する官府で担った役割に関しては、中央か地方なのかは、あまり重要でないと考えられる。

では、地方官府において長官と「個人的紐帯」を結ぶ掾として在地の有力者達を任用したのは如何なる理由であろう。それは、地方官府の長である令・長の地方統治の手足となる存在を欲していたからだろう。なぜなら、掾として在地社会の有力者を取り込むことによって、地方官府の長である令・長の支配権力の増大を計ったと考えられるからである。令・長の助言者に在地社会の有力者が任命されたならば、令・長の支配権力の行使範囲は確実に拡大するはずである。また、掾として在地社会の有力者を抱え込むということは、在地社会における自律的秩序を地方官府内に取り込もうとするための措置と評価することも可能だろう。それが非正規増員であっても在地社会の権力構造を地方行政に取り込むことによって、より円滑な地方行政の運営を計ったと考えられる。

では、なぜ掾は非正規増員として出現せねばならなかったのか。その理由は、掾が出現する秦の統一前後という時代にあるのではないだろうか。周知のように、秦は広大な中国全土を統一する

にあたり、郡県制という新たな制度を導入し、戦国時代以来の地縁的なまとまりを解体していく。このように郡県制、漢代であれば郡国制という従来の価値観を克服する制度を導入していく際に、それを推進するために、新たに設置されたのが掾だったのだろう。それ故に、掾は非正規増員の属吏の官名に留まったと想定される。

さて、掾は地方行政を円滑に進めるための設置された訳だが、そこに在地社会の有力者を助言者として抱え込むということは、地方行政の一層の円滑化を促した。しかしその反面、掾の設置は助言者として令・長に対して影響力を有することによって、令・長のような中央が派遣した勅任官による一方的な地方統治を掣肘し、在地社会の意向を地方統治に浸透させようとする動きともとれる。つまり、掾は在地の有力者層が、地方長官と「個人的紐帯」を結び、地方統治に参加するための装置の一つとも評価できるだろう。

ともかく、これらの視点に共通して見えるのは、掾が地方行政を円滑に推し進めるために設置された役職であることではないだろうか。地方官府側にしろ、在地社会側にしても掾という戦国的官制にない官僚が設置されたことによって、地方行政をより機能させようと企図していた点は動かないように思われるのである⁽²⁹⁾。

では前漢後期以降の地方官府の部局整備に伴い、掾が地方官府の正式な構成員として認知されていくことは如何に評価すべきであろうか。これは、先述したように中央から規定された従来の官制をより、地方長官の恣意的な権力行使を目的としたものであった。穿った見方をすれば、この前漢後期以降の地方官府の整備は、属吏の序列を明確にすることでもあると考えられる。加えて、属吏が現地採用者であったということを踏まえれば、漢代の属吏はある意味、当時の在地社会の縮図であった。

このような属吏を当該官府の状況に即しながらとはいえ、序列化するということは、政治権力への遠近で在地社会を統制しようとするものといえ、在地社会の階層化を進展させる結果を生んだのではないだろうか。かかる在地社会の階層化は、官吏化した「士大夫豪族」⁽³⁰⁾によって統制される「郷論」によって地方豪族の序列が決定した後漢末期以降の社会の先駆けとも評価し得るだろう。

おわりに

掾という官名は、秦から前漢初期あたりに、初めて史料上に登場するが、前漢中期頃までは、地方官府における非正規増員属吏が使用した官名であった。そして、前漢後期以降の地方官府の機構整備に伴い、属吏の等級の最上位として整理されるに及んで、掾という官名は正式に地方官府の成員の官名として位置づけられ、属吏の総称として用いられるまでになっていく。

かかる変遷をたどった前漢時代の掾であるが、その役割は地方官府の長である県の令・長の助言者であった。そして、助言者という役割を担った掾には、在地社会の有力者が任官した。このように掾として在地の有力者を召抱えるということは、仮令それが非正規増員であっても地方行政に参画させることによって、地方行政を円滑に進めていくというのがその目的であった。

以上のように、前漢時代の掾は令・長という地方官府の長の助言者という役割を担ったが、それは勅任官である令・長による地方行政をより円滑に推し進めるために、令・長と「個人的紐帯」を結んだブレイク・トラストであった。

このような地方官府における掾が、上位の者と「個人的紐帯」を結ぶという意味においては、中央皇帝と郎官の関係に近いのかもしれない⁽³¹⁾。ただし、郎官は、「皇帝の宿衛」として、皇帝の側近につかえていた。一方、漢代の地方官府において令・長の近侍していたのは、門下と呼ばれる人々であった。また、漢代の地方行政に参画した在地の有力者達の任官先は掾だけに限らない。例えば郷の三老などは在地社会において影響力を有する人物が就くと考えられている⁽³²⁾。このような掾以外の官途について在地の有力者と掾任官者の違いは何かということについて現時点で確たることは言えないが、官府の長官に対する影響力を行使できるか否かという点にあったのではないか。長官に認められ、長官の意思決定に影響力を及ぼせる人物が「掾」と呼ばれたのではないだろうか。この二点は、漢代の地方行政の構造全般に関わる課題といえるが、詳細な検討をくわえることは紙幅の都合上難しいので、本稿では問題提起に留め、別稿を用意してそこで述べたい。

最後に、行政機構の重層性⁽³³⁾という観点からみれば、もし仮に、掾を郎官に準えることができるのであれば、それは君主と「個人的紐帯」を結んだ側近集団という「郎官」の構造を地方官府において再生産・再構成したという評価を下すこともできるだろう。

注

(1) 「史」の起源としては、『説文解字』にみえる、

史 記事者也、从又持中中正也。

(三篇下)

という記述から書記官と考えられている。しかし、王国維(積史(『觀堂集林 卷六』)、内藤湖南『支那史学史』(平凡社、1992。初出は弘文堂、1949)は、計算技能者とし、小南一郎『「史」の起源とその職能』(『東方学』98 1999)は「史」の字形から、軍隊の旗振りとするなどの諸説ある。

(2) 嚴耕望『中国地方行政制度史、甲部、秦漢地方行政制度』(中央研究院歴史語言研究所專刊之四五 A、1961)。

(3) 仲山茂「漢代の掾史」(『史林』81-4、1998)。

(4) 佐原康夫「漢代の官衙と属吏について」(『漢代都市機構の研究』(汲古書院、2002、所収)。

(5) 藤枝晃「漢簡職官表」(『東方学報』25、1954)

(6) 本稿の主題を前漢時代に限るのは、後述するように、後漢時代の掾は諸曹と呼ばれる県廷の実務機関など、漢代の政治機構の各部署に所属する官僚の官名に多くみられるようになり、掾の本質的な役割から離れていったと考えられるからである。

(7) 大庭脩「文書の署名と副署試論」(『漢簡研究』、同朋舎、1992、所収)。

(8) 大庭氏前掲注(7)、仲山氏前掲注(3)、佐原氏前掲注(4)、藤枝氏前掲注(5)など。

(9) 大庭氏前掲注(7)。

(10) この序列については、勞榦『居延漢簡考釈之部』「三、乙、地方属佐」(中央研究院歴史語言研究所專刊之四〇、1960、再版1986)では「掾-史-書佐」という序列が想定され、嚴耕望『中国地方行政制度史、甲部、秦漢地方行政制度』(中央研究院歴史語言研究所專刊之四五 A、1961)では「掾-史-守属-書佐」としている。この両者の食い違いについて仲山氏前掲注(3)は前漢後期の部局整備のどの段階の序列を対象としているかが異なっているためであるとしている。

(11) 仲山氏前掲注(3)では、県レベルの属吏の序列は「掾-令史-尉史」であったとしている。

- (12) 令史副署簡については拙稿「居延漢簡に見える令史と尉史」(『史泉』106, 2008) 参照。
- (13) 尉史副署簡については、拙稿(12)参照。
- (14) 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』(創文社, 1988)。
- (15) 居延漢簡には、
陽朔元年九月乙巳朔癸亥肩水候丹敢言之從□ (284.8 A)
令史譚 (284.8 B)
と「令史譚」という事例が存在している。ただ、「主官令史夏侯譚」の活動年代と年代が異なっていることに加え、
居延甲渠令史顔譚 □ (E.P.T 50-127)
というような夏侯譚ではない「令史譚」の場合があることから、本稿では「令史譚」は除外して立論している。
- (16) 拙稿(12)にて分析したように、居延漢簡に見える令史や尉史は、奉錢の受け渡しなど、凡そ書記官とは考えられない雑多な業務をこなしている。
- (17) 角谷常子「簡牘の形状における意味」(富谷至編『辺境出土木簡の研究』, 朋友書店, 2003)。
- (18) 令史と尉史については、拙稿(12)を参照。
- (19) 現在のところ、秦の遷陵県内で使用された行政文書である『里耶秦簡』には掾という官名は見えない。
- (20) 『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社, 1990)。
- (21) 仲山氏前掲論文(3)参照。
- (22) 後漢以降、多くみられるようになる属吏の等級。役名としての掾は睡虎地秦簡で、動詞として使用されていたものが、次第に等級名・役名に変化していったと想定される。
- (23) 尹湾漢簡の「官吏定簿」の内容は、基本的に従来考えられてきた漢代の地方官府の人員構成と違わぬものだが、掾だけがすっぽりと抜け落ちている。
- (24) 西川利文「漢代における郡県の構造について－尹湾漢墓簡牘を手がかりとして－」(佛教大学『文学部論集』81, 1997)。
- (25) 紙屋正和「尹湾漢墓簡牘と上計・考課制度」(紙屋正和『漢時代における郡県制の展開』同朋舎, 2009, 所収)。
- (26) 西川氏前掲(24)参照。
- (27) 紙屋氏前掲注(25)参照。
- (28) 裘錫圭「畜夫初探」(『古代文史研究新探』, 1992) は、掾を畜夫の別称とするが、ここは仲山氏前掲論文3が指摘する通り、孫性を掾と見立てていると解したほうが妥当であろう。
- (29) 漢代における在地社会の自律性と地方行政の関係については、増淵龍夫『中国古代の社会と国家』(弘文社, 1960) が基本的な研究である。
- (30) 東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会, 1995)。
- (31) 郎官に関する研究としては、嚴耕望「秦漢郎吏制度考」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』二三上, 1951), 増淵龍夫「戦国官僚制の一性格」(増淵氏前掲書(29), 所収), 杉村伸二「漢初の郎官」(『史泉』94, 2001), 福永善隆「前漢における内朝の形成－郎官・大夫の形成－を中心として」(『史学雑誌』120-8, 2011) などがある。
- (32) 三老に関する基礎的研究としては、櫻井芳郎「漢代の三老」(『加藤博士還暦記念 東洋史集説』, 1941, 富山房) がある。また、越智重明「漢魏晋南朝の郷・亭・里」(『東洋学報』53-1, 1970) は、三老が後漢以降次第に官吏化すると指摘する。
- (33) 漢代の官府の重層性については、渡辺信一郎『中国古代国家の思想構造－専制国家とイデオロギー』(校倉書房, 1994) を参照。

(羽衣国際大学・非常勤講師)